

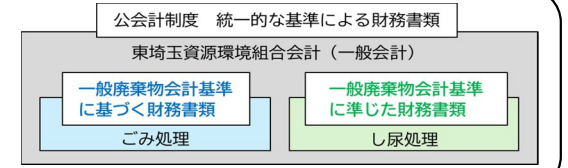
令和6年度 東埼玉資源環境組合 一般廃棄物会計基準に基づく財務書類（ごみ処理）

●一般廃棄物会計基準とは？

- ・国の廃棄物処理法基本方針（平成17年5月改正）に基づき、市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を推進するため、ごみ処理事業に係る資産・負債のストック状況やコスト等を把握する標準的な分析手法として一般廃棄物会計基準が定められました。
- ・「資産・負債一覧表」「原価計算書」「行政コスト計算書」の3表に、「注記」を加えた計4つの書類で構成されています。
- ・組合では、長期的な視点で事業運営上の課題を把握するため、ごみ処理（R2年度決算から）及びし尿処理（R5年度決算から）に係る財務書類を作成することとしました。

●財務書類ごとの算定対象範囲

組合では、組合全体の決算書類として公会計制度の統一的な基準による財務書類を作成しています。このうち、ごみ処理に係る決算書として一般廃棄物会計基準に基づく財務書類を、し尿処理に係る決算書として一般廃棄物会計基準に準じた財務書類を作成しています。



一般廃棄物会計基準に基づく財務書類【ごみ処理】

（単位：百万円）

資産・負債一覧表									
・ 廃棄物処理施設整備基金の積立により資産が増加 ・ 地方債の償還が進み、負債が減少									
年度	R4	R5	R6	年度	R4	R5	R6		
資産の部				負債の部					
1. 有形固定資産	29,040	28,579	27,538	1. 地方債	7,537	6,947	5,863		
2. 無形固定資産	-	-	-	2. 長期未払金	-	-	-		
3. その他	5,970	6,450	7,725	3. 退職手当引当金	386	371	359		
資産合計	35,010	35,030	35,263	4. その他	338	362	269		
				負債合計			8,260	7,680	6,490
				資産負債差額			26,750	27,350	28,773

（単位：百万円）

原価計算書									
・ 処理原価合計に大きな変化なし ・ 一方、売電等収入の減少により管理費用及び売電等収入を考慮した処理原価が増加									
年度	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
中間処理 (焼却・資源化等)			最終処分 (埋立)			総額			
1. 人件費	195	204	208	-	-	-	195	204	208
2. 物件費等	3,977	4,348	4,255	742	754	796	4,719	5,102	5,051
3. 移転費用	11	13	13	-	-	-	11	13	13
処理原価合計 A	4,184	4,565	4,477	742	754	796	4,925	5,319	5,272
処理原価合計（管理費用及び売電収入を考慮した値(A+B-C)							4,429	3,786	4,575

（単位：百万円）

行政コスト計算書			
・ 構成市町分担金の大幅な増加により経常収益が経常行政コストを上回った			
年度	R4	R5	R6
経常費用			
1. 処理原価	4,925	5,319	5,272
2. 管理費用	B 440	459	478
経常行政コスト	5,365	5,777	5,750
経常収益			
1. 使用料及び手数料	1,441	1,411	1,394
2. 補助金等収入	2,572	2,602	4,472
3. その他	978	2,057	1,240
うち売電等収入	C 936	1,991	1,175
経常収益合計	4,991	6,069	7,106
純経常行政コスト	374	▲ 292	▲ 1,356
経常外費用			
1. 移転費用	-	-	-
2. その他	0	5	25
経常外費用合計	0	5	25
経常外収益			
1. 施設整備補助金等収入	133	274	79
2. その他	-	1	-
経常外収益合計	133	275	79
純行政コスト	242	▲ 562	▲ 1,410

※表中の数値は、表示単位未満で四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。

※令和7年3月1日時点 管内人口 929,392人

1t当たりのごみ処理原価

- ・ 1t当たりのごみ処理原価を①一般廃棄物会計基準と②管理費用及び売電等収入を考慮する2つの方法で、生活系ごみ、事業系ごみの区分で算出

（単位：円）

年度	R4	R5	R6	
① 一般廃棄物会計基準 (処理原価合計/搬入量)	生活系	20,603	22,999	23,143
	事業系	20,820	23,716	23,507
	合計	20,666	23,209	23,250
② 管理費用及び売電等収入を考慮した値 (処理原価合計+管理費用-売電等収入)/搬入量)	生活系	18,521	16,311	20,068
	事業系	18,738	17,029	20,432
	合計	18,583	16,522	20,175

※ 生活系ごみ・家庭から出るごみ 事業系ごみ・工場、お店、会社など出るごみ（プラスチックなどの産業廃棄物を除く）

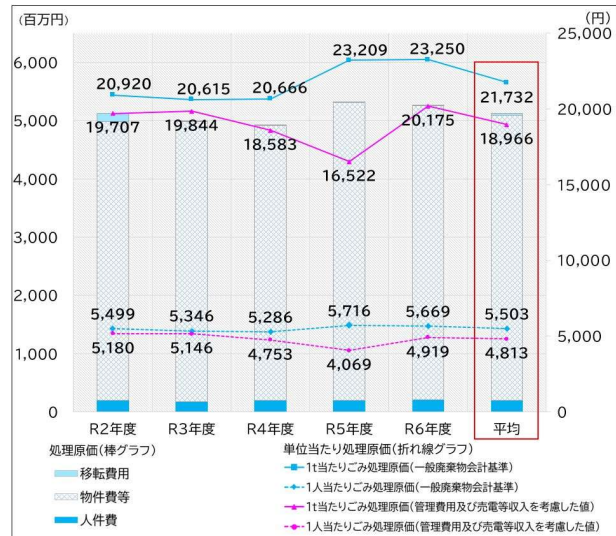
ごみ処理原価の推移

①「一般廃棄物会計基準」に基づく1t当たりごみ処理原価

- ・ R9年度からの第一工場ごみ処理施設プラント更新事業に向けて事業費の抑制など ⇒ R2年度からR4年度にかけて低水準で推移
- ・ 過去5年間において、R5年度、R6年度は物件費等の増加で、ごみ処理原価（分子）が増加、分母となるごみ搬入量が減少 ⇒ 増加

②「管理費用及び売電等収入を考慮した値」による1t当たりごみ処理原価

- ・ ごみ処理原価（分子）から差し引く売電等収入が減少 ⇒ 増加
- ・ 電力売払代金は、毎年度入札により売払先を決定するため売払額が変動
- ・ 第一工場ごみ処理施設プラント更新の工事期間中の発電量減少により、電力売払代金が減少見込み ⇒ ごみ処理原価上昇の一因



事業系ごみ処理手数料の点検

- ・ 事業系ごみ処理手数料 10キログラム当たり210円（H16年10月改定）
- ・ 第一工場ごみ処理施設プラント更新事業（R9年度着工予定）に伴いごみ処理原価の上昇見込み
- ・ 当組合はごみ処理施設及びし尿処理施設の設置管理を行う一部事務組合、売電等による事業収入あり ⇒ 一般廃棄物会計基準に基づくごみ処理原価に管理費用及び売電等収入を考慮した値でごみ処理手数料を点検

事業系ごみ処理手数料の料金設定基準

(1) 基本原則

ごみ処理原価相当の料金を徴収する

公平性

自主財源の確保

(2) 料金の算定方法

事業系ごみ処理手数料の額

$$= \text{①ごみ処理原価} \times \text{②受益者負担割合} 100\% \pm \text{③調整額 (過去5年平均) (①の20\%以内)}$$

(3) 料金の見直し

情勢変化を的確に反映して定期的に改定 ⇒ 急激な値上げを回避

- ・ 毎年度、ごみ処理手数料とごみ処理原価（過去5年平均）とを比較し、点検 ⇒ 点検結果を踏まえ、概ね5年に1度、見直しを実施
- ・ 受益者負担率がごみ処理原価（過去5年平均）の80%を下回る場合は、改定に向けた手続きを開始

受益者負担の推移

- ・ 現時点では、事業系ごみ処理手数料の額は適正
- ・ 物価や人件費の高騰、第一工場処理施設のプラント更新事業などで、今後もごみ処理原価が上昇 ⇒ 組合では料金設定基準に基づき、毎年度点検

